平成２５年（フ）第３８９号
函館市中道２丁目４番13号
債務者　廣瀬　正道
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７５８号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目30番25号
債務者　横山　秀雄
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７６０号
仙台市宮城野区清水沼３丁目６番33号　ｙｚｃｏｒｐ＋原町Ａ206
債務者　黒川　香里（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７７３号
仙台市太白区長町６丁目12番24―101号
債務者　川股　義雄
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７７４号
仙台市太白区長町６丁目12番24―101号
債務者　川股　清子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７８８号
仙台市青葉区あけぼの町４番１号　高勝ハイム12
債務者　阿部　幸八
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
福島県いわき市常磐湯本町山ノ神94番地
債務者　柳沼　公輔
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２２０号
茨城県土浦市右籾三区2422番地８、住民票上の住所茨城県石岡市東成井1181番地２
債務者　元吉美智代
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５４号
茨城県つくば市篠崎445―１　グランドパレスＮＳ５―222号、住民票上の住所茨城県ひたちなか市柳沢1053番地６
債務者　栗田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５７号
茨城県土浦市東崎町11番24号　ハウスサンライト206
債務者　上野　明美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６２号
茨城県つくば市上菅間77番地１
債務者　飯村　達也
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６９号
茨城県土浦市小岩田東２丁目12番17号、前住所茨城県土浦市川口２丁目９番26―1104号　ミレニオ土浦
債務者　川添　和也
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
茨城県土浦市下高津２丁目１番20号
債務者　落合とよの
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２７号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番15棟507号
債務者　岩元　之成
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
富山市五艘1426番地２　五福荘５号
債務者　岡本　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４４０号
金沢市平和町２丁目15番38号　県営住宅38棟208号
債務者　小川　正二
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４９６号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地姫路夢前台住宅県営１棟201号
債務者　山本多希子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６０号
兵庫県姫路市御国野町国分寺143　医療法人松浦会姫路第一病院、住民票上の住所兵庫県姫路市香寺町土師1052番地
債務者　松田　秋子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部